

政令第七十一号

災害対策基本法施行令の一部を改正する政令

内閣は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十六条の四第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条」を「第三十六条の二」に改める。

第六章中第三十六条の次に次の一条を加える。

（都道府県知事による広域一時滞在の協議等の代行の手續）

第三十六条の二 法第八十六条の四第一項の規定による市町村長の事務の代行をする都道府県知事は、当該市町村がその大部分の事務を行うことができることとなつたと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を当該市町村長に引き継がなければならない。

2 前項に規定するもののほか、都道府県知事は、法第八十六条の四第一項の規定による市町村長の事務の代行を終了したときは、速やかに、その旨及び代行した措置を当該市町村長に通知しなければならない。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

災害対策基本法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十一号）の施行に伴い、都道府県知事による広域一時滞在の協議等の代行の手續を定める必要があるからである。